

廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気環境の改善、二酸化炭素排出量の削減及び災害対応力の向上を図るため、電気自動車等の次世代自動車（以下「次世代自動車」という。）の導入を行う者に対し、予算の範囲内において廿日市市次世代自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、令和6年4月1日以降に初度登録された次世代自動車を購入又は使用期間が4年以上であるリース契約により導入し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する個人
- (2) 本市に事務所又は事業所を有する法人（国又は地方公共団体を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がある者
- (2) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

3 補助対象車両は次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けた車両のうち、次条第1項の表(1)から(5)に該当する車両であること。
- (2) 導入する車両が次条第1項の表(1)から(4)に該当する場合にあっては、使用の本拠地が廿日市市内であること。
- (3) 導入する車両が次条第1項の表(5)に該当する場合にあっては、標識番号が廿日市市であること。
- (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

分類	補助金の額
(1)電気自動車	1台につき10万円
(2)プラグインハイブリッド	
(3)燃料電池自動車	
(4)超小型モビリティ	
(5)ミニカー	1台につき5万円

2 補助金の対象となる次世代自動車は、1会計年度につき1世帯又は1法人当たり5台を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合にあっては、世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者が法人の場合にあっては、本市に事務所又は事業所を有することを証明する書類
- (3) 市税等（その延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類
- (4) 導入する車両が前条第1項の表の(1)から(4)に該当する場合にあっては、自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し

- (5) 導入する車両が前条第1項の表(5)に該当する場合にあっては、標識交付証明書
- (6) 申請者がリース契約により次世代自動車を使用する場合にあっては、リース契約書の写し
- (7) 国補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
- (8) 災害時電源協力車登録の同意書（別記様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第3号に規定する書類は、発行日から3月以内のものに限る。

3 第1項に規定する書類の提出期限は、同項第7号の通知書の通知日から起算して1年間とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市次世代自動車導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第6条 補助金は前条第1項の規定によりその額を確定した後に、交付するものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第7条 規則第24条の規定に基づき、規則第12条の規定による実績報告の手続きは、省略するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定の取消し）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の用途を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消したときは、廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付決定取消通知書兼額確定取消通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、補助金の交付を受けた次世代自動車（以下「補助対象車両」という。）の初度登録の日から起算して4年の期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保管しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助対象車両を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の趣旨に従って使用しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により導入した次世代自動車については、市長の承認を受けないで、補助金の趣旨に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、処分制限期間を経過した時は、この限りではない。

3 補助事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ廿日市市次世代自動車導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、廿日市市次世代自動車導入促進補助金補助対象財産処分承認通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、廿日市市次世代自動車導入促進補助金返還命令書（別記様式第8号）により補助事業者に返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前条第3項の規定による承認を受けて補助対象車両を処分したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、その補助対象車両の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災等により走行不能となり補助対象車両を処分したとき。
- (2) 過失の無い事故や故障により走行不能となり補助対象車両を処分したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は前2項の規定により、補助金の返還を命じられた者又は返還を求められた者は、市長が当該補助金の返納が完了したことを確認するまで、新たな補助金の交付を受けることができない。

（協力の要請）

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて協力を求めることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第108号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。